

SMARTASSIST-Remote (スマートアシストリモート) システム利用約款

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

1. ヤンマーアグリ株式会社及びヤンマーアグリジャパン株式会社（沖縄県はヤンマー沖縄株式会社）が提供する「SMARTASSIST-Remote (スマートアシストリモート)」を利用する際のサービス内容・利用料金その他の条件は、この「SMARTASSIST-Remote (スマートアシストリモート) システム利用約款」によります。
2. 本約款において、以下各号の用語は、各々に定める意味を有するものとします。
 - ① 「当社」
ヤンマーアグリ株式会社
 - ② 「関係法人」
ヤンマーアグリジャパン株式会社（沖縄県はヤンマー沖縄株式会社）
 - ③ 「当社等」
当社及び関係法人
 - ④ 「当社グループ会社」
ヤンマーホールディングス株式会社及びヤンマーホールディングス株式会社が直接的又は間接的に支配する法人、会社その他の団体（ヤンマーグローバルエキスパート株式会社、ヤンマーグローバル CS 株式会社を含むがこれらに限らない）。ここに「支配」とは、過半数の議決権付株式その他これに類似する権利を直接的又は間接的に有することをいいます。
 - ⑤ 「販売店等」
当社等がお客様に本サービスを提供するために利用する特販店、販売店、JA、代理店、ディストリビューター、ディーラー、リテイラー、クラウドベンダー及びこれらに準ずる者
 - ⑥ 「本サービス」
当社等が SMARTASSIST-Remote (スマートアシストリモート)として提供する第2条に記載するサービス
 - ⑦ 「お客様」
本サービスを利用される方
 - ⑧ 「本件機械」
本サービスを受けるお客様の機械
 - ⑨ 「本件機器」
本サービスを利用するため本件機械に設置する当社等の GPS アンテナ及び通信端末
 - ⑩ 「稼働情報」
稼働中の本件機械の情報及び GPS を利用した位置情報（別表の「所有機データ」「稼働データ」「『所有機データ』から生成される派生データ」「『稼働データ』から生成される派生データ」

タ」の全部又は一部に相当します)

⑪ 「ID」

本サービスが提供する WEB サイトにお客様がログインする際に、お客様を識別するために用いられる文字の組み合わせによって作られたコード

⑫ 「パスワード」

本サービスが提供する WEB サイトにお客様がログインする際に、ID と組み合わせてお客様を識別するために用いられる文字列

⑬ 「アカウント」

ID とパスワードの組み合わせにより、本サービスが提供する WEB サイトにログインすることができる権利

⑭ 「親アカウント」

アカウントのうち、当社がお客様に対して付与したもの

⑮ 「子アカウント」

アカウントのうち、お客様がご自身で本サービスが提供する WEB サイトにおいて新規に登録し、当社が付与したもの

⑯ 「当初データ等」

本サービスに基づいて、当社等がお客様から受領する情報（ノウハウほか）、データ及び画像で別表 1 に特定されたもの

⑰ 「加工等」当初データ等を加工、分析、編集、統合等すること

⑱ 「派生データ」当初データ等を加工等することによって新たに生じたデータ又はデータ群で別表 1 に特定されたもの

⑲ 「知的財産権等」

特許権、意匠権、実用新案権、著作権（著作権法第 27 及び第 28 条に定める権利を含む）、商標権その他の一切の知的財産権（これらを受ける権利を含む）及び発明、創作、著作物、意匠、商標、営業秘密、ノウハウその他の一切の知的財産

3. お客様は、当社等及び当社グループ会社が、本サービスをお客様に提供する為に、当初データ等、派生データ及び個人データ等（第 35 条に規定）を含む一切の情報を販売店等に提供することを承諾します。
4. お客様は、当社等及び当社グループ会社が、本サービス遂行の他、研究・開発・業務・サービスなどに当初データ等、派生データ及び個人データ等（第 35 条に規定）を含む一切の情報を活用することを承諾します。
5. お客様は、当事者間で別途合意をした場合を除き、当社等及び当社グループ会社が、特定の個人を識別できない形式にした当初データ等及び派生データを、第三者の情報提供サービスに活用すること等を目的として当社等又は当社グループ会社が認めた第三者に提供することを承諾します。

第2章 利用契約

第2条 (サービス内容)

1. 当社からお客様に対して、利用開始の通知を行う事で、本サービスを開始します。
2. 当社等の提供する本サービスは以下の3つのコースがあります。お客様により、いずれか1つのコースを選択いただきます。
 - a. スタンダードコース
本件機械に設置された GPS アンテナ及び通信端末等から発信される稼働情報、及び WEB サイトやモバイル端末から入力した情報を、当社が管理するサーバーにおいて受信し、当社等が提供する次項の①乃至⑦の営農支援サービス及びアプリケーションを利用できるコース
 - b. 乾燥機連携コース
本件機械に接続される連携ユニットに設置された GPS アンテナ及び通信端末等から発信される稼働情報、及び WEB サイトやモバイル端末から入力した情報を、当社が管理するサーバーにおいて受信し、当社等が提供する次項の①、④、⑤、⑥及び⑦の営農支援サービス及びアプリケーションを利用できるコース
 - c. アドバンス S コース
本件機械の有無に係わらず利用できるコースであり、当社等が提供する次項の⑤乃至⑦の営農支援サービス及びアプリケーションが利用できるコース
3. 本サービスの内容は以下のとおりとします。
 - ① エラー情報通知サービス：本件機械のエラー情報等の稼働情報をもとに、お客様に本件機械のサポートに関する情報を提供するサービス
 - ② 稼働診断保守サービス：本件機械の稼働時間等の稼働情報に本件機械の使用方法的注意点やアドバイス等のコメントを付したカルテをお客様に提供するサービス
 - ③ 盗難抑止見守りサービス：本サービスが提供する WEB サイトにおいてお客様が設定した本件機械の稼働時間、稼働位置を超えて本件機械が稼働したことを検知したときに、お客様に通知するサービス
 - ④ 稼働状況管理ツール：本サービスが提供する WEB サイトにおいてお客様が本件機械の利用状況を閲覧できるツール
 - ⑤ 作業記録管理ツール：本サービスが提供する WEB サイトにおいてお客様が作業記録を記録、管理、閲覧できるツール
 - ⑥ ほ場情報管理ツール：本サービスが提供する WEB サイトにおいてお客様がほ場を登録し、当該ほ場の状況について記録、管理、閲覧できるツール
 - ⑦ 施肥設計システム：本サービスが提供する WEB サイトにおいてお客様が施肥マップを作成できるシステム

第3条 (契約の単位)

a. スタンダードコース

本件機械1台ごとに1つの契約とし、当社はお客様に対してアカウントを付与します。なお、当社がお客様に対して親アカウントを付与した場合は、お客様は、WEBサイトにおいて子アカウントを登録することができ、当社はお客様に子アカウントを付与します。

b. 乾燥機連携コース

本件機械に接続される連携ユニット1台ごとに1つの契約とし、当社はお客様に対してアカウントを付与します。なお、当社がお客様に対して親アカウントを付与した場合は、お客様は、WEBサイトにおいて子アカウントを登録することができ、当社はお客様に子アカウントを付与します。

c. アドバンスSコース

本件機械の有無に係わらず、1親アカウントを1つの契約とし、当社はお客様に対してアカウントを付与します。なお、当社がお客様に対して親アカウントを付与した場合は、お客様は、WEBサイトにおいて子アカウントを登録することができ、当社はお客様に子アカウントを付与します。

第4条（当社の都合による解約）

当社は、独自の判断により1ヶ月前までにWEBサイトに掲載又はメールにて通知することによりお客様に損害賠償をすることなく本サービスの全部又は一部の提供を停止し、本約款を解約することができるものとします。

第5条（権利譲渡の禁止）

お客様は、本サービスを受ける権利又は本約款に基づきもしくはこれに関連して発生する権利義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

但し、以下の場合にはこの限りではありません。

- ① お客様又は当社等が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合
- ② お客様又は当社等が、本約款上の又は本約款に基づく権利義務を親会社、子会社又は関連会社に譲渡する場合

第6条（通知）

1. お客様は合併、組織変更、減資、解散、事業の譲渡又は譲受その他本約款にかかる取引に影響を及ぼすおそれのあるときは、事前に当社等に通知するものとします。
2. 本約款に基づきお客様又は当社等が、相手方に対して通知が必要な場合には、相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、以下各号の方法により通知すれば足りるものとします。但し、本約款で別段の規定のある場合は、書面により通知するものとします。
 - ① お客様が通知する場合

お客様担当又は下記問い合わせ窓口にご連絡する方法

<スマートアシスト サポートデスク>

smart_assist@yanmar.com

0120-296-112 (受付時間： 10:00～12:00、 13:00～17:00)

(※土日祝日及び弊社指定休日を除く)

② 当社等が通知をする場合

お客様が利用申込書に記載した電子メールアドレス又は電話番号宛にご連絡する方法

第7条 (本件機械の海外転売等の禁止)

1. 当社等は、本件機械について日本国内のみでの使用を想定しており、日本国外での使用は想定しておりません。本件機械の日本国外への転売、輸出や日本国外での使用は、当該地域・国において法令違反となる場合があります、当社等では一切の責任を負いません。
2. 本件機械の日本国外への転売、輸出や日本国外での使用がなされた場合、当社等は本約款を解除し、本サービスの提供を終了できるものとします。

第8条 (お客様の名称等の変更)

1. お客様は利用申込書の記載事項 (法人名・団体名・個人名、住所、電話番号、法人・団体の場合は代表者氏名を含むがこれらに限らない) に変更があった場合、そのことを速やかに当社等に通知するものとします。当該手続を怠ったことによりお客様に不具合が発生した場合、当社等は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社等はお客様から前項の届出を受けた場合、お客様にその届出のあった事実を証明する書類の提出を求める場合があります。

第9条 (期間)

1. 本約款の契約期間は、当社が指定した日から1年後の前月末日までとします。但し、無料期間の設定がある場合は、当該無料期間中は、契約期間満了の3ヶ月前までにお客様及び当社等のいずれからも本約款を終了させる旨の書面による通知が相手方になされない限り、本約款は同一の条件にて、さらに1年間延長されるものとし、以後の延長についても同様の取扱いによるものとします。なお、お客様が、無料期間満了後の契約期間の更新を希望する場合は、当社等所定の手続きに従い、無料期間満了の3ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとし、無料期間満了までの間に翌期間の利用料金 (第16条に規定) を納入するものとします。
2. 契約期間満了又は終了後の相手方受領データ (第28条に定義) の保持期間 (利用期限) は別表2に定めるとおりとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、本約款第5条 (権利譲渡の禁止)、第7条 (本件機械の海外転売等の禁止)、第18条 (提供の停止について)、第22条 (当初データ等及び派生データの利用権限等)、第23条 (当初データ等及び派生データの非保証)、第24条 (利用権限の配分に

対する対価)、第26条(分担金の支払い)、第27条(利用状況の報告及び監査)、第28条(相手方受領データの管理)、第29条(データ漏えい等の場合の対応及び責任)、第30条(責任の制限等)、第33条(免責)、第34条(秘密保持)、第35条(個人データ等の利用)、第36条(準拠法)、第37条(合意管轄)、第38条(損害賠償)、第40条(分離)及び本項の各規定は、本約款の終了後も有効に存続するものとします。

第10条(お客様が行う本約款の解約)

1. お客様は、本約款の解約をしようとするときは、解約しようとする月の末日の3ヶ月前までに書面によりその旨を当社等に通知するものとします。
2. 前項の通知による本約款の解約日は、お客様が解約しようとする月の末日とします。
3. 本約款第39条(約款の変更)にもとづきお客様が解約を行う場合には、本条に定める「3カ月前までの書面通知」及び「解約しようとする月の末日の解約」は適用されず、第39条の定めが優先するものとします。

第11条(本件機械の譲渡及び転売ないしは廃却について)

1. お客様が本件機械を譲渡及び転売ないしは廃却する場合は、事前にその旨を当社等に通知するものとします。この場合、当社等は、お客様による本件機械を譲渡及び転売ないしは廃却日をもって、本約款を解除し、本サービスの提供を終了いたします。
2. 前項の通知がない場合、お客様からの本件機械の譲受人は、当社等へ本サービスの申し込みをしない限り、本サービスの提供を受けることができず、これによる譲受人からのクレームについてはお客様が対応するものとします。

第12条(反社会勢力との関係拒絶)

1. 当社等及びお客様は、自らが反社会勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者並びにその関係団体等(以下、「反社会勢力」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、かつ、将来に亘っても反社会勢力に該当しないこと、反社会勢力を名乗るなどして、相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当な要求行為をなさないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社等及びお客様は、前項に対する違反を発見した場合、ただちに相手方にその事実を報告するものとします。
3. 当社等及びお客様は、相手方が本条第1項に違反した場合、催告手続を経ることなく、また、何らの損害賠償金を支払うことなく、ただちに本約款及びその附属契約並びに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合、当社等及びお客様は、相手方に対し損害賠償請求を行うことを妨げるものではないものとします。

第3章 サービスの提供

第13条 (ID 及びパスワードの管理)

1. お客様は、当社が本サービスにおいてお客様に発行したアカウント（親アカウント及び子アカウントを含む）の ID 及びパスワードをご自身の責任において厳重に管理するものとし、お客様ご本人又はお客様の役員・従業員以外の者が使用しないものとします。第3条に定める1つの契約において複数のアカウントが付与されている場合には、お客様はすべてのアカウントの ID 及びパスワードの管理につき責任を負うものとします。
2. 当社等はお客様に発行した ID 及びパスワードが不正に使用されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. お客様は、ID 及びパスワードが第三者に使用される等の事由により本サービスが停止又は本サービスに関するシステムが毀損する等当社等に損害を与えた場合、当社等に対し、第38条（損害賠償）の規定に基づき損害賠償責任を負うものとします。
4. お客様は、当社から発行された ID 及びパスワードが不正に利用された又はその可能性があることを確認した場合は、ただちに当社等に通知するものとします。

第14条 (天気予報に関する情報)

1. 当社等は、本サービスを通じて提供する天気予報に関する情報の全部又は一部が利用できない場合（利用者がネットワークに接続できない等）、いかなる理由であっても責任を負わないものとします。
2. 当社等は、本サービスの情報について天気予報が実際の天気と差異が生じる可能性があり、その内容の完全性、正確性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。
3. 当社等は、本サービスを通じて提供する天気予報をもとに行われた行動により生じた人又は財物に生じた損害等いかなる損害に対しても賠償の責任は一切負わないものとします。

第15条 (本サービスの使用制限)

お客様は、本サービスが無線機器を使用していることにより、トンネル、地下、建物の中、山間部などの電波が届かない所、屋外でも電波の弱い所及び無線通信のサービスエリア外では使用できないことを了承するものとします。

第16条 (本サービスの利用料金)

1. お客様は、本サービスの利用において次の利用料金を支払うこととします。
 - a. スタンダードコースの場合は、本件機械1台につき年額22,000円（消費税込）とし、お客様は、当社等からの請求に基づき年額を一括前払いにて支払います。但し、当社等が別途無料期間を設定した場合、当該期間の利用料金は無料とします。
 - b. 乾燥機連携コースの場合は、本件機械に接続される連携ユニット KIT 1台につき年額22,

000円（消費税込）とし、お客様は、当社等からの請求に基づき年額を一括前払いにて支払います。但し、当社等が別途無料期間を設定した場合、当該期間の利用料金は無料とします。

- c. アドバンスSコースの場合は、1親アカウントにつき年額22,000円（消費税込）とします。但し、当社等が別途無料期間を設定した場合、当該期間の利用料金は無料とします。
2. お客様は、前項の利用料金を、当社等が別途指定する方法にしたがい支払うものとします。
3. お客様は、第18条（提供の停止について）の規定により、本サービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における利用料金を支払わなければならないものとします。
4. 本条により受領した本サービスの利用料金等は、理由のいかんを問わず、一切払い戻しは行わないものとします。

第17条（利用料金の改定）

本サービスの範囲・内容に変更があったとき、又は経済情勢の変動・その他により料金設定時の諸条件が著しく変化した場合には、当社等は、お客様に通知の上これを改定することができるものとします。但し、当該改定に承諾しないお客様は本約款を解約することができるものとします。

第4章 提供の停止等

第18条（提供の停止について）

1. 当社等は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止し、本約款を解除することができるものとします。
 - ① 本約款の申込みに際し、虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - ② 解散又は死亡したとき
 - ③ 支払停止又は支払不能に陥ったとき、自ら振出し、又は引き受けた手形若しくは小切手につき不渡りの処分を受けたとき、あるいは取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申し立てがあったとき、又は滞納処分を受けたとき
 - ⑤ 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始又はこれらと同等の手続開始の申し立てがあったとき、又は清算手続に入ったとき
 - ⑥ 関係官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
 - ⑦ 前各号の掲げる事項の他、本約款の規定に違反し、当社等の業務遂行に支障を及ぼしたとき、又は、及ぼすおそれのあったとき
2. 当社等は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日をお客様に通知します。但し、緊急を要しやむを得ないと当社等が判断するとき

は、この限りではないものとします。

3. 当社等は、当社等が本条に定める事由によりお客様に対する本サービスの提供を停止したことに起因するお客様又は第三者の損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第19条（禁止される行為）

お客様は、本サービスを利用するに際し、次の各号に該当する行為を行わないものとします。そのような禁止行為が判明した場合は、当社等は本サービスの全部又は一部の提供を事前の通知を要しないで直ちに停止し、本約款を解除することができるものとします。

- ① 国内外の諸法令又は公序良俗に反する様態により本サービスを利用する行為
- ② 当社等若しくは第三者の財産権（著作権等の知的財産権を含みます。）、プライバシー等の権利を害する行為
- ③ 当社等又は第三者を誹謗中傷する情報を流す行為
- ④ 自動巡回ソフトなどを利用してログインし自動操作する行為
- ⑤ お客様の行為として不相当であると当社等が判断して中止を指示した行為
- ⑥ 本件機械を日本国外へ転売又は輸出する行為
- ⑦ 前各号に準ずる行為
- ⑧ その他、当社等が不適切とする行為

第20条（本件機器）

1. 本件機器の不具合又は本件機器に起因する本件機械の不具合が生じた場合、お客様はただちに当社等に連絡するものとします。
2. 本件機器の不具合及び本件機器に起因する本件機械の不具合に関する保証期間及び保証内容は、本件機械の保証条件に準じるものとします。
3. 第4条（当社の都合による解約）、第9条（期間）、第10条（お客様が行う本約款の解約）、第11条（本件機械の譲渡及び転売ないしは廃却について）、第18条（提供の停止について）第1項、並びに第19条（禁止される行為）の定めにより、本サービスを停止した場合、原則として本サービス停止後も引き続き他のお客様へのサービス提供や、今後のより良き製品開発につながる事を目的として、第35条（個人データ等の利用）第1項に基づき、本件機器を取り外す事なく本件機械から当社等及び当社グループ会社へ稼働情報の送信を継続する場合があるものとし、お客様はこれに承諾します。なお、お客様の要請がある場合は、当社等及び販売店等において、お客様の費用負担で本件機器を脱着するものとします。また、本件機器による通信遮断後又は本件機器の取外し後、お客様が再度本サービスのご利用を希望される場合は、新しい通信機器を搭載する必要があり、お客様に搭載費用をご負担いただく場合があるものとし、お客様はこれに承諾します。

第5章 データの利用

第21条（当初データ等の取得）

1. 当社等は、別表1に記載の手法、その他お客様との間で合意した方法により、当初データ等を取
得するものとし、偽りその他不正の手段により当初データ等を取
得いたしません。
2. 当初データ等の中に第三者の知見、実験、発見、農作業その他の活動によって取得されたデータ
（以下「第三者提供データ」といいます）がある場合には、お客様は、当該第三者から第三者提
供データを本約款に基づき処分をする権限を付与されていることを、当社等に対して表明し、保
証するものとします。

第22条（当初データ等及び派生データの利用権限等）

1. 当事者間で別途合意をした場合を除き、当初データ等の各自の利用権限は、別表1に定めるとお
りとなります。
2. 当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データに関する各自の利用権限は、別表1に定めると
おりとなります。
3. 当社等及びお客様は、本約款に定める利用権限を超えて、当初データ等又は派生データを利用
（第三者への開示、譲渡、利用許諾を含む）等してはならないものとします。
4. お客様が、本約款で定める利用権限の範囲内において、当初データ等の利用等を望む場合には、
別途当社等が定める申込書式に必要事項を記入の上、当社等に申請するものとします。当社等
は、お客様による当該利用等が、利用権限を逸脱している若しくは当社グループ会社の権利・営
業秘密等を侵害する場合、又は、データの特性上当初データ等の提供自体が困難である場合等の
特段の事情がない限り、当該お客様に対して、申請された当初データ等を提供しなければなら
ないものとします。但し、お客様に対する当初データ等の提供に費用を要する場合には、当社等
は別途定める手数料をお客様に請求できるものとします。
5. お客様が、本約款で定める利用権限の範囲内において、派生データの利用等を望む場合には、前
項に定める申込書式による申請を不要とし、お客様ご自身で派生データを本サービスを通じて取
得するものとします。但し、お客様に対する派生データの提供に費用を要する場合には、当社等
は別途定める手数料をお客様に請求できるものとします。
6. 当初データ等及び派生データの取得期間等に関しては、別表2に定めるとおりとなります。
7. 当初データ等に関してお客様が創出した知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含む
が、これらに限らない）がある場合には、当該知的財産権は当該お客様に帰属するものとしま
す。但し、当初データ等のうち、当社等又は第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りでは
ないものとします。
8. 派生データの作成又は利用に基づき生じた知的財産権等は、当事者間で別途合意をした場合を除
き、当社等に帰属するものとします。但し、派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する
場合にはこの限りではないものとします。

第23条（当初データ等及び派生データの非保証）

1. お客様及び当社等は、それぞれ相手方に対し、本サービスを通じて自己が提供する当初データ等又は派生データ（以下「相手方提供データ」といいます）の正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）及び相手方提供データが第三者の知的財産権等その他の権利を侵害しないことをいずれも保証しないものとします。
2. お客様及び当社等は、それぞれ相手方に対し、創出又は提供を予定していた相手方提供データが必ず創出又は提供されること、相手方提供データがそれぞれ相手方に継続的に提供されることをいずれも保証するものではありません。

第24条（利用権限の配分に対する対価）

お客様及び当社等は、第22条（当初データ等及び派生データの利用権限等）により、相手方に当初データ等及び派生データの利用権限を配分することにつき、相手方に対して、譲渡費用、利用許諾に対する対価その他の対価を請求する権利を有しないものとします。なお、本サービスの利用料金は、本条の「対価」に該当するものではありません。

第25条（収益の分配）

当社等が、本約款の契約期間中に、お客様のみの知的財産権等に基づく当初データ等を用いて生成した派生データを利用して新たに創出した事業又はサービスによって得た収益（以下「本収益」といいます）の分配の有無・分配条件等については、別途双方の寄与度等に応じてお客様と当社等が事前に協議の上合意により決定します。

なお、本サービスの利用料金は本条の「本収益」に該当するものではありません。

第26条（分担金の支払い）

当社等は、合理的な理由に基づく場合、お客様に対して、データ保管費用等の分担金の支払いを求めることができます。

第27条（利用状況の報告及び監査）

1. お客様は、当社等に対し、当社等による当初データ等の利用が本約款の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとします。
2. 当社等は、お客様に対し、お客様による派生データの利用が本約款の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとします。
3. お客様又は当社等は、第1項又は前項に基づく報告が当初データ等又は派生データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合で、かつ、相手方による本約款に違反する事態が発生している又は発生するおそれのあることが合理的に疑われる場合には、20営業日前までに相手方に対して書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、相手方の指定す

る担当部門所在地において、自ら及び／又は自らが指定した第三者をして、当初データ等又は派生データの利用状況の監査を実施することができるものとします。この場合、監査を実施するお客様又は当社等は、相手方の情報セキュリティに関する規程その他相手方が別途定める規程を遵守するものとします。

4. 前項による監査の結果、当社等又はお客様が本約款に違反して当初データ等又は派生データを利用していたことが発覚した場合、お客様又は当社等は相手方に対し監査に要した費用を支払うものとします。

第28条（相手方受領データの管理）

1. お客様及び当社等は、相手方から受領するデータ（以下「相手方受領データ」といいます）を他の情報又はデータと明確に区別し、自己のものを管理するのと同じの注意義務をもって管理・保管するものとします。なお、相手方受領データのうち、別紙により営業秘密として定めているものについては、営業秘密としての保護のための要件を満たす水準の管理を行うものとします。
2. お客様は、相手方受領データにつき、自己の責任により記録、保存するものとし、当社等は、お客様のパソコン等の端末本体並びにお客様のサーバー内に記録されている全ての電磁的記録の保全について、一切の保証を行わないものとします。
3. お客様及び当社等は、相手方受領データの管理状況について合理的な疑義が生じた場合には、相手方に対していつでも書面による報告を求めることができるものとします。この場合において、相手方受領データの漏えい又は喪失のおそれがあると相手方が判断した場合、お客様又は当社等は、相手方に対して当初データ等及び派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができるものとします。
4. 前項の報告又は是正の要求がなされた場合、その要求を受けたお客様又は当社等は速やかにこれに応じなければならないものとします。
5. お客様及び当社等は、相手方受領データを第三者に提供又は開示する場合には、当該第三者との間で適切な秘密保持契約を締結するなどして、当該第三者に対し、適切な相手方受領データに関する秘密保持と保管を履行させなければならないものとします。

第29条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）

1. 当社等は、当初データ等の漏えい、喪失、本約款に定める利用権限を超えた当初データ等の利用等、本約款に違反する当初データ等の利用等（以下「当初データ等の漏えい等」）を発見した場合、又は当初データ等の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにお客様にその旨を通知しなければならないものとします。
2. 当社等は、派生データの漏えい、喪失、本約款に定める利用権限を超えた派生データの利用等本約款に違反する派生データ等の利用等（以下「派生データの漏えい等」といいます）を発見した場合、又は派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにお客様にその旨を通知しなければならないものとします。

3. 当社等から派生データを受領したお客様が、派生データの漏えい等を発見した場合、又は派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちに当社等にその旨を通知しなければならないものとしします。
4. 本条第1項又は第2項に該当する場合、当社等は、自己の費用と責任において、当初データ等の漏えい等又は派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、当初データ等の漏えい等又は派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をお客様に報告しなければならないものとしします。
5. お客様が管理する領域で派生データの漏えい等が生じ、又は派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合には、お客様は、自己の費用と責任において、派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を当社等に報告しなければならないものとしします。
6. 漏えい又は喪失（以下これらを総称して「漏えい等」といいます）が発生し、又は漏えい等が発生した可能性のある当初データ等又は派生データに個人データが含まれている場合には、漏えい等を生じさせた当社等又はお客様は、法令の定めに従い、個人情報保護委員会に対してその旨報告し、その指示に従うものとしします。
7. お客様及び当社等は、相手方提供データに、第三者の知的財産権等の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議及び協力して、当該第三者の許諾を得ること又は問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方が相手方提供データの利用権限を行使できるよう努めるものとしします。
8. お客様は、当社等が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備又は通信サービスの不備又は停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、その他当社等のコントロールの及ばない事象により当初データ等又は派生データが喪失又は毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自ら又は第三者に損害が発生した場合であっても、当社等に対していかなる損害賠償をも請求しないものとしします。但し、本条項は、データ漏えい等が発生したシステムを管理する当社等が、漏えい等が発覚した又は漏えい等が合理的に疑われる当初データ等及び／又は派生データを管理するシステムに関し、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティ及びバックアップ体制を備えていた場合（なお、当社等が、自らが管理するシステムの全部又は一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていたことを含む。）に適用されるものとしします。
9. 当社等は、お客様が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備又は通信サービスの不備又は停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、その他当社等のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失又は毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性がある

ることを認識し、それらにより自ら又は第三者に損害が発生した場合であっても、お客様に対していかなる損害賠償をも請求しないものとします。但し、お客様の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではありません。

第30条（責任の制限等）

1. お客様は、当社等による当初データ等の利用に関連する、又は当初データ等の当社等の利用に基づき生じた知的財産権等の当社等による利用に関連する一切の請求、損失、損害又は費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わないものとします。但し、お客様の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではありません。
2. 当社等は、当初データ等の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」といいます）が生じた場合には、直ちにお客様に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決します。お客様は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとします。但し、当該紛争等がお客様の帰責事由に基づく場合はこの限りではありません。
3. 当社等は、前項に定める紛争等に起因又は関連してお客様が損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」といいます）を被った場合（但し、当該紛争等がお客様の帰責事由に基づく場合を除く）、お客様に対して、当該損害等を補填するものとします。但し、当社等が負担する当該損害等の補填額は、1年分の利用料金相当額を上限とします。

第31条（当初データ・派生データの範囲の変更）

当社等は、本約款の契約期間開始時にはその創出、取得又は収集を想定し得なかった、別表1の記載内容に実質的な変更が生じるような新たなデータを創出、取得又は収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、本約款を修正することによって、お客様に対してその旨通知し、当初データ等及び派生データの範囲を変更することができるものとします。

第6章 雑則

第32条（利用責任）

1. お客様は、当社等に対して本サービスの利用において、第19条（禁止される行為）各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
2. お客様が前項に反したため、当社等及び当社グループ会社が第三者より、損害賠償請求を受けた場合、お客様は、その紛争解決費用を負担するものとします。

第33条（免責）

1. 当社等は、お客様のパソコン等の端末本体並びにお客様のサーバートラブル、停止、あるいは故

障によりお客様のパソコン等の端末本体並びにお客様のサーバー内の電磁的記録が破損あるいは滅失した場合においても、その損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

2. 当社等は、次の各号のいずれかの事由が存在するときは、本サービスの全部又は一部の提供を事前の通知を要しないで直ちに停止することが出来るものとし、お客様に発生した損害に関して、一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天変地異、騒乱、暴動等の不可抗力が発生したとき
 - ② 当社等の利用する電気通信設備に過大な負荷を生じさせ、他のお客様の利用に支障が生じる恐れがあるとき
 - ③ 当社等の業務判断により本サービスに関する事業の全部又は一部を停止するとき
 - ④ 当社等が利用する電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - ⑤ 当社等が利用する電気通信設備に障害が発生したとき
 - ⑥ 電気通信事業者又は電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止したとき
 - ⑦ お客様の本サービスの利用料金につき支払遅延があるとき
 - ⑧ その他当社等の責に帰さない事由により本サービスの全部又は一部の提供ができないとき
3. 本サービスに関連して第三者がお客様にサービスを提供する場合は、当社等は当該第三者の提供するサービスによってお客様に生じた損害については責任を負いません。
4. 本サービスは、機械の不具合、故障、盗難等による損害を補償するものではありません。
5. 当社等は、本サービスの利用による、お客様の収穫量及び品質の向上や経営改善について、一切保証しないものとします。また、当社等は、お客様が入力したデータの内容及び当該データに起因してお客様又は第三者に損害が生じた場合についても一切の責任を負わないものとします。

第34条（秘密保持）

1. お客様及び当社等は、本サービスの遂行上知り得た相手方の販売上、技術上又は業務上の秘密にかかる情報（以下、「秘密情報」といいます）を相手方の事前の書面による承諾なしに利用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとします。但し、当社等は、本サービスの遂行、お客様へのサービス提供及び当社等の製品開発のために必要な範囲で、当社グループ会社又は本件機械の販売店等（以下「再開示先」といいます）に対して、お客様の秘密にかかる情報を開示することができます。この場合、当社等は、再開示先に対し、本約款に基づく自己の義務と同等の義務を負わせるものとします。
2. お客様及び当社等は、本サービスの遂行上知り得た相手方の販売上、技術上、業務上の秘密が以下のいずれかに該当する場合は前項の秘密保持義務を負わないものとします。
 - ① 受領前にすでに公知となっていた情報
 - ② 受領した当事者の責によらない事由により、受領後に公知となった情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - ④ 秘密保持の対象から除外する旨の書面による相手方の事前承諾を得た情報

3. 本条の規定は、お客様及び当社等が、法令の定めにより又は権限のある官公署からの要求により秘密情報の開示を強制された場合、当該強制された範囲内で秘密情報を開示することを妨げるものではありません。

第35条（個人データ等の利用）

1. 当社等は、本約款に添付又は本サービスのホーム画面に掲載する「スマートアシストリモートサービスプライバシーポリシー」の定めるところにより、同プライバシーポリシーに定めるお客様に係る個人データ等を取得し、これを安全に管理して共同で利用するものとし、お客様はこれにあらかじめ同意するものとし、
2. 当社等は、「スマートアシストリモートサービスプライバシーポリシー」の定めるところにより、当社グループ会社及び販売店等に対して、利用目的達成のために必要な範囲でお客様に係る個人データ等を提供するものとし、お客様はこれにあらかじめ同意するものとし、
3. 第1項に基づき共同利用される個人データ等に関する管理責任者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社（沖縄県はヤンマー沖縄株式会社）の個人情報保護管理者とします。

第36条（準拠法）

本約款の成立、効力、解約及び履行について、日本法に準拠するものとします。

第37条（合意管轄）

お客様及び当社等との間で、本約款に関連して訴訟等の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（損害賠償）

1. 本約款に関して当社等が責任を負う場合、当社等の故意又は重過失による場合を除き、当社等は、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害の範囲で、かつ、1年分の利用料金相当額を上限とする金銭賠償責任を負うものとし、
2. 本約款に特に定めるほか、お客様は、本約款に違反したことにより、又は故意若しくは過失により、当社等に損害を与えた場合、当社等に対し、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含みます。また、これに限られません。）を直ちに賠償する責任を負うものとし、

第39条（約款の変更）

当社は、本約款をいつでも変更することができます。この場合、当社等は、変更後の約款に従って本サービスを提供します。本約款の変更については、効力発生日を定めたうえで、その30日前までに本サービスのホーム画面に掲示することによりお客様に通知するものとし、当該通知に表示された効力発生日又はその後において本サービスを継続して利用しているお客様は、変更後の約款の内容に同意したものとみなします。なお、お客様は、変更後の約款の内容に同意されない場合、

効力発生日までに当社等に対して書面により通知することにより、当該効力発生日をもって、本約款を将来に向かって解約することができます。

第40条（分離）

本約款のいずれかの部分が無効である場合でも本約款全体の有効性には影響がないものとします。

以上

2021年4月1日改訂

2022年4月1日改訂

別表 1

当初データ等の詳細、利用権限

データの種類	概要	お客様からの提供方法 (当社等がお客様から当初データ等を 取得する方法)	知的財産権等・個人データ等の有無	お客様の利用権限	当社等の利用権限
当初データ等 (当社等がお客様から 提供される全てのデータ 及び画像)	所有機データ	お客様が所有する本件機械に搭載した スマートアシストリモート装置から発する 固有の数値及び文字列	本件機械に搭載のセンサーによる取得	知的財産権等・個人データ等は含まない。 形式化されていない値のためデータの特 性から 利用不可 。	・自己利用することができる(当社グ ループ会社による利用を含む。以下、本 別表において同じ)。 ・第三者に開示、譲渡又は利用許諾す ることができる。
	稼働データ	派生データを生成する目的で本件機械 に搭載したセンサーが取得し、同機搭載 のスマートアシストリモート装置(本件機 器)からヤンマーのクラウドへ送信した数 値及び文字列	本件機械に搭載のセンサーによる取得		
	ユーザー入力データ	スマートアシスト富農システムでお客様が 手作業を伴って生成登録する数値、画 像及び文字列	お客様によるウェブサイト又はスマートフ ォンアプリを使っての入力等	一部含む (スマートアシスト富農システムでお客様 が手作業を伴って作業記録として生成 登録する数値、画像及び文字列に関す る著作権・ノウハウ・営業秘密・個人 データ等)	・自己利用することができる。 ・第三者に開示、譲渡又は利用許諾す ることができる。

派生データの詳細、利用権限

データの種類	概要	当社からの提供方法 (当社等がお客様に派生データを 提供する方法)	お客様の利用権限	当社等の利用権限	
派生データ (当社等が当初データ 等を加工等して新たに創 出させたデータで、本サー ビスを通して提供される データ)	「所有機データ」から生 成される派生データ	本サービスを通して提供される	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスの利用目的の範囲で、自 己利用することができる。 ・当社等による事前承諾なく、派生デ ータを変更等することはできない。 なお、本サイトから出力したファイルは自 己利用の範囲で変更することができる (ただし、改ざん等当社等の権利を害 するような方法を除く)。 ・当社等による事前の書面承諾なく、 派生データを第三者に開示、譲渡又は 利用許諾等してはならない。 	お客様、当社等の間で別途合意をした 場合を除き、 <ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる(改変等を 含む)。 ・第三者に開示、譲渡又は利用許諾す ることができる。 	
	「稼働データ」から生成さ れる派生データ				機械位置情報/機械アワメーター/機 械燃料残量/機械バッテリー電圧 ※バッテリー電圧として理解できるような 形にした加工データ/エラー情報 等
	「ユーザー入力データ」か ら生成される派生データ				圃場ごとの収量/圃場枠/作業記録 /は場毎の作業能率/作業者毎の作 業能率/作業内容毎の作業能率/品 目毎の作業能率/施肥マップデータ 等

別表 2 当初データ等・派生データに関する期間

データの種類	取得対象期間	相手方受領データの 保持期間(利用期限)
当初データ等	契約期間中に取得する	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間終了後であっても、当社等は、本約款に定める目的及び別表1に定める利用権限の範囲内で利用することができる。 ・契約期間終了後、目的のために必要なくなった場合等、当社等の判断により、当初データ等の全部又は一部を削除することができる。 ・お客様からの請求があった場合、当社等は別表1に定めるユーザー入力データの全部又は一部を削除する。 ただし、派生データ内の当初データ等(派生データに連携されている当初データ等を含む)には適用しない。
派生データ	契約期間中に取得する	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様は、契約期間終了後であっても、本約款に定める目的及び別表1に定める利用権限の範囲内で取得済みの派生データを利用することが ・当社等は、契約終了後、当社等の判断により、派生データの全部又は一部を消去することができる。